令和８年（フ）第７３２号
横浜市戸塚区下倉田町274番地１　ガーデンヒルズ横浜212号
債務者　宇野沙弥香
１　決定年月日時　令和８年10月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１７４０号
横浜市青葉区新石川４丁目23番地１　斉藤ハイツＢ－103
債務者　竹内　秀一
１　決定年月日時　令和８年10月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２２６１号
横浜市西区浜松町２番31－604号
債務者　吉川　大成
１　決定年月日時　令和８年10月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２３６１号
横浜市瀬谷区相沢５丁目65番地１　サニータウン瀬谷Ｃ201
債務者　芳野千佳子
１　決定年月日時　令和８年10月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２３９５号
横浜市中区寿町３丁目12番地３
債務者　下山　友和
１　決定年月日時　令和８年10月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２４２６号
神奈川県海老名市国分南４丁目22番１号
債務者　重田　雪江
１　決定年月日時　令和８年10月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２５３３号
横浜市中区北方町２丁目93番地１　ライオンズマンション本牧第２　211号室
債務者　駒津　秀輝
１　決定年月日時　令和８年10月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２５５６号
横浜市緑区中山３丁目６番25号　緑中山荘33号室
債務者　鳴海　正人
１　決定年月日時　令和８年10月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２５９８号
横浜市南区新川町１丁目２番地６　904
債務者　押尾　杏奈
１　決定年月日時　令和８年10月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２６０３号
横浜市神奈川区片倉５丁目35番５号　パークコート102号
債務者　平峯俊太郎
１　決定年月日時　令和８年10月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２６１１号
神奈川県藤沢市鵠沼藤が谷３丁目５番20－105号
債務者　菅野　　正
１　決定年月日時　令和８年10月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２６２５号
神奈川県海老名市国分北２丁目18番32号
債務者　冨家　真帆（旧姓糸澤）
１　決定年月日時　令和８年10月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２６２７号
横浜市港北区師岡町1111番地１　グリーンヒル大倉山302
債務者　遊佐　千秋（旧姓佐々木）
１　決定年月日時　令和８年10月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２６７６号
横浜市緑区三保町2570番地１　県営ハイム三保３棟308号
債務者　鈴木　清且
１　決定年月日時　令和８年10月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１１４０号
京都府八幡市八幡科手42番地
債務者　田村友起子
１　決定年月日時　令和８年10月29日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１２００号
京都府八幡市八幡福禄谷85番地の７
債務者　関之尾真樹
１　決定年月日時　令和８年10月29日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１０５号
福岡県行橋市大字矢留443番地１
債務者　エコ・サービス行橋こと小松　竜二
１　決定年月日時　令和８年10月28日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係